

介護職員等処遇改善加算

専門家による **個別相談** のご案内

専門家（社会保険労務士）が事業所に直接訪問し、制度概要の説明から相談アドバイスを事業所の状況に合わせてご対応させていただきます。この機に、しっかりとした整備を行ってはいかがでしょう！

相談回数・時間

1 事業所あたり最大 **3** 回程度訪問
1 回の支援 ⇒ **1 時間 30 分** 程度

相談費用

無 料

相談内容例

- ・加算の概要がわからない。
- ・誰にどう配分すれば良いのかわからない
- ・職場環境等要件の取り組み内容
- ・就業規則、賃金規程の変更方法
- ・無理のない定期昇給の仕組み作り



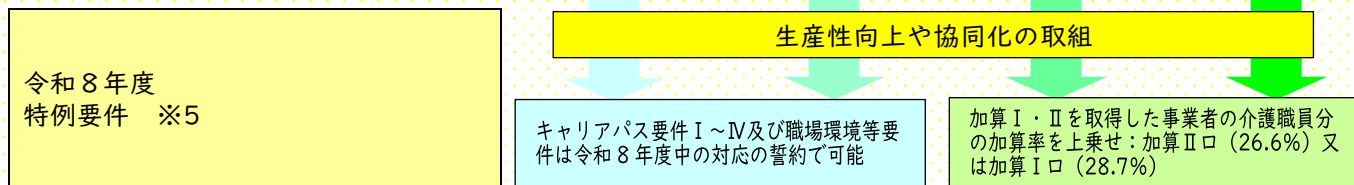
**介護職員等処遇改善加算
は、事業所内で柔軟に配分
することが可能！！**

要件に応じてより上位の加算に

(注) 加算率は訪問介護の例を記載。

加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱイ	加算Ⅰイ
17.0%	20.7%	24.9%	27.0%

共通	・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分 ・賃金体系の整備及び研修の実施等 (キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ)			
職場環境の改善 ※1	○	○	◎	◎
昇給の仕組み ※2		○	○	○
改善後の賃金 年額 440 万円 ※3			○	○
経験・技能のある介護職員 ※4				○



- ※1 28 項目から選択。○：7 項目以上を実施。 ◎：13 項目以上を実施し、かつ、取組みの見える化を実施。
- ※2 資格や勤続年数等に応じて昇給の仕組みの整備。(キャリアパス要件Ⅲ)
- ※3 改善後の賃金年額 440 万円以上が1人以上。(キャリアパス要件Ⅳ)
- ※4 経験・技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置。(キャリアパス要件Ⅴ)
- ※5 令和8年度特例要件：以下のア～ウにいずれかを満たすこと。
ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムを利用(※)
イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得(※)
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

